

○黒部市建設工事等指名業者選定規程

平成18年 3月31日

黒部市訓令第34号

改正 平成19年 5月 7日訓令第 6号

平成21年 3月25日訓令第 3号

平成21年 5月15日訓令第 5号

平成24年 4月 1日訓令第 9号

平成25年 4月 1日訓令第 8号

平成26年 4月 1日訓令第 6号

本庁

出先機関

(目的)

第1条 この訓令は、市が発注する建設工事(市が受託した工事を含む。以下同じ。)及び測量、設計その他の委託業務(以下「工事等」という。)の指名競争入札における入札参加者(2社以上の事業者が一体となって共同施工するため結成される建設工事共同企業体を含む。以下同じ。)の指名に関し必要な事項を定め、入札業務の公正を期することを目的とする。

(指名業者数)

第2条 指名業者数は、別表第1左欄に掲げる設計金額の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる数を目途とする。ただし、工事等の種類、内容、業者の実態等について特別な事由のある場合は、この限りでない。

(指名基準)

第3条 入札参加者を指名しようとするときは、黒部市建設工事等入札参加資格者名簿に登載されている業者の中から選定するものとする。

2 工事等の入札に係る指名をするに当たっては、別表第2右欄に掲げる設計金額の区分に応じ、それぞれ同表左欄に掲げる等級(以下「基準等級」という。)に格付けされた業者の中から指名するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、別表第3に掲げる設計金額の範囲で、当該入札において指名する業者数の2分の1を限度として、当該基準等級の直近上位又は直近下位の等級に格付けされた業者(以下「直近等級業者」といい、当該指名を行う年度(以下「指名年度」という。)の前4年度当初から指名年度の直近四半期までの期間(以下「一定期間」という。)における同種工事の黒部市請負工事成績評定要領に基づく評定点(以下「工事成績」という。)の50点未満若しくはEの件数が3件以下であり、かつ、第3項の適用を受けていない業者に限る。)を指名することができるものとする。

(1) 当該建設工事が、既に直近等級業者が施工を完了し、若しくは現に施工中である工事に関連し

た工事である場合

- (2) 当該建設工事が、既に直近等級業者が施工を完了し、若しくは現に施工中である工事の継続工事である場合
- (3) 当該建設工事が、現に直近等級業者が施工中である工事の施工場所に近接した場所における工事である場合
- (4) 当該建設工事の施工場所に近接した場所に直近等級業者が主たる営業所等を有する場合
- (5) 一定期間において、請負額500万円以上の同種工事の施工実績が3件以上であり、その工事成績の平均が80点以上である場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特別な事由がある場合

3 前項の規定にかかわらず、工事成績が65点未満又はD以下に確定した日から起算して12月を超えない日までの間に、同種工事において再度同様の工事成績が確定した業者は、別表第4に示す期間指名しないものとする。この場合、この旨を当該業者に通知するものとする。

4 第1項及び第2項の規定により入札参加者を指名しようとするときは、次に掲げる事項に留意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の業者に偏らないようにしなければならない。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 当該工事等に対する地理的条件
- (4) 手持工事等の状況
- (5) 当該工事等の施工に対する技術的適性
- (6) 安全管理の状況
- (7) 労働福祉の状況

5 前項各号の留意事項は、別表第3の運用基準による。

(平21訓令3・一部改正)

(指名基準の適用除外)

第4条 入札参加者を指名するに当たって、工事等が業者の少ない業種に係るものであるとき、特殊な技術を要するものであるとき、特に緊急を要するものであるとき、その他特別の事由があるときは、前条の規定によらないことができる。

(適用の範囲)

第5条 この訓令を適用する工事等は、設計金額が300万円以上のものとする。ただし、設計金額が300万円未満の工事等についても、この訓令に準拠するものとする。

(選定業務等の非公開)

第6条 指名業者の選定に係る経緯及び議事は公開しないものとする。

2 指名業者の選定にかかわる職員は、その内容を他に漏らしてはならない。

(指名業者及び入札結果等の公表)

第7条 入札予定は指名通知後、指名業者名及び入札経過等については落札者決定後、なるべく早い時期に入札担当課において閲覧方式により公表するものとする。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年3月31日から施行する。

附 則(平成19年5月7日訓令第6号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成21年3月25日訓令第3号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成21年5月15日訓令第5号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成24年4月1日訓令第9号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成25年4月1日訓令第8号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成26年4月1日訓令第6号)

別表第1(第2条関係) 指名業者数

(平25訓令8・一部改正)

(1) 土木工事

設計金額	指名業者数
500万円未満	5社以上
500万円以上～2,000万円未満	6社以上
2,000万円以上～5,000万円未満	7社以上
5,000万円以上	8社以上

(2) 建築工事

設計金額	指名業者数
1,000万円未満	4社以上
1,000万円以上～5,000万円未満	5社以上
5,000万円以上～1億円未満	6社以上
1億円以上	7社以上

(3) 電気、管、造園工事

設計金額	指名業者数
500万円未満	4社以上
500万円以上～2,000万円未満	5社以上
2,000万円以上～5,000万円未満	6社以上
5,000万円以上	7社以上

(4) その他工事(舗装工事等)

設計金額	指名業者数
500万円未満	3社以上
500万円以上～2,000万円未満	4社以上
2,000万円以上	5社以上

(5) 委託業務

設計金額	指名業者数
500万円未満	4社以上
500万円以上～2,000万円未満	5社以上
2,000万円以上～5,000万円未満	6社以上
5,000万円以上	7社以上

別表第2(第3条関係) 発注基準設計額

(平19訓令6・平21訓令3・平21訓令5・平24訓令9・平26訓令6・一部改正)

土木工事

等級	発注の基準となる設計金額
A	1,800万円以上
B	800万円以上～1,800万円未満
C	800万円未満

別表第3(第3条関係) 運用基準

(平19訓令6・平21訓令3・平24訓令9・平26訓令6・一部改正)

1 運用基準となる設計金額の範囲

土木工事

等級	設計金額の範囲	
	最高	最低
A		1,500万円
B	2,500万円	500万円

C	1,500万円
---	---------

2 指名基準の留意事項

1 不誠実な行為の有無	<p>次の事項に該当する場合は、指名しないこと。</p> <p>(1) 市発注工事に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していて、請負者として不相当であると認められるとき。</p> <p>① 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等、請負契約の履行が不誠実であるとき。</p> <p>② 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であるとき。</p> <p>(2) 警察当局から、市長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など、明らかに請負者として不相当であると認められるとき。</p>
2 経営状況	<p>(1) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる場合は指名しないこと。</p> <p>(2) 市税等租税に滞納の事実があり、当該状態が継続している場合など、経営状態が著しく不健全であると認められる場合は指名しないこと。</p>
3 当該工事等に対する地理的条件	<p>主たる営業の本拠地及び、当該地域での工事成績等から見て、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実にかつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
4 手持工事等の状況	<p>手持工事等の契約件数、契約高及び工事等の進捗状況から見て当該工事を施工する能力があるかどうか総合的に勘案すること。</p>
5 技術的適性	<p>(1) 当該工事と同種工事について相当の施工実績があること。</p> <p>(2) 発注予定工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術者及び機械器具が確保できると認められること。</p>
6 安全管理の状況	<p>安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
7 労働福祉の状況	<p>賃金不払に関する厚生労働省からの通報があり、当該状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不相当であると認められるときは、指名しないこと。</p>

別表第4(第3条関係)

(平21訓令3・追加)

工事成績の内容	指名しない期間
---------	---------

該当工事の評定点の平均が60～64点の場合	3箇月以内
該当工事の評定点の平均が50～59点の場合	6箇月以内
該当工事の評定点の平均が49点以下の場合	12箇月以内

備考 該当工事が500万円未満の場合は、評価を評定点に置き換える。